令和4年度 第2回八代市公共下水道事業審議会 会議録 (要旨)

【日 時】 令和4年8月4日(木) 午後2時00分~午後3時50分

【場 所】 八代市役所本庁舎 3階 302会議室

【出 席 者】 委員15名(欠席:福田委員)

【公 開 状 況】 公開

【議 題】 下水道使用料の改定について

【第二回審議会】・開会

・議事 1. 諮問事項について

2. 次期開催日程について

【審 議 内 容】 ・前回及び今回説明に係る質疑・応答

・改定率6.32%に関する確認

・次回開催日程 第3回8月22日(月)午後2時00分~八代市役所本庁舎 3階 302会議室

【資料】

・R4 第2回審議会次第

【議 事】(発言要旨)

(議事録)

会 長: みなさん、こんにちは。第2回の審議会を開催します。開催の前にまずこの会が成立しているかどうかの事務局の方から報告をお願いします。

事務局: みなさん、こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。今回、審議委員16名中15名の出席でございますので、八代市公共下水道事業審議会条例第6条第2項の規定により、本日の審議会が成立したことをご報告いたします。

会 長: それでは、早速、議事に入ります。今回も審議がスムーズに進みますよう皆様のご協力をよろしくお願いします。前回の審議会では、事務局への宿題等は特になかったかと思いますが、ここで、持ち帰えられた資料の内容等について 何か、質問、ご意見がございましたら、お願いいたします。

前回配られた資料3の2ページ平成30年度審議会答申(付帯事項)への対応の付帯

事項①のポイントで、水洗化率の推移が目標設定には、到達している。しかし、鏡処理区の水洗化率が 68.2%で、八代・東部処理区の水洗化率が 91.0%、千丁処理区の水洗化率が 87.5%となっている。鏡処理区だけが低い要因はありますか。

事務局:鏡処理区だけではありませんが、水洗化促進員を派遣しているなかで、どの地 区も高齢化世帯や単身世帯等、接続に対しての費用を払えず接続できないとの回答を頂 いています。

会 長:他地区に比べて鏡処理区が 20%近く低いので、高齢化世帯や単身世帯等のみ が原因なのか疑問に感じます。アパートの方は、接続は済んでいますか。

事務局:アパートの方にも水洗化促進員がお伺いしていますが、浄化槽を利用している アパートの契約だと、下水道を接続した場合個別の契約となり、家賃に下水道料金が増 えるので、なかなか理解を得られないとの回答を頂いております。

会 長:訪問件数に比べて、面会件数が少ないですが、会うことができないということですか。

事務局:はい。面会できない場合、資料を投函させていただいております。資料を投函 した場合の件数は、面会件数に含まれておりません。

会 長:訪問は、大変だと思いますが、再度訪問する等、努力していただけませんか。

事務局:水洗化促進員が、午前中不在だった場合、午後再度訪問する。また、資料を投函した後日、再度訪問する等行っていますが、一度も面会できないことがあります。

会 長:水洗率が上がらないと、収益化も上がらない。払う人だけ払って、料金も値上 げされる状況ですよね。

委 員:今の質問に関係して、麦島ですが、基本的に井戸水ですよね。資料で、八代・ 東部処理区でまとめて表示するのではなく、校区ごとに提示していただけると、私も協力できると思います。

事務局:水洗化促進委員が地区別で訪問していすので、提示できると思います。

委 員:水洗化率に関して、鏡処理区が 68.2%と表示されていますが、入院等での空き

家は、事務局で把握はされているのですか。

事務局:水洗化率に関して、人口で算出していますので、空き家でも水洗化率に影響は ありません。

会 長: 有収水量に関して、上水道のメーターがある箇所は確認できますが、上水道と 井戸水を併用している箇所は、どのように確認していますか。

事務局: 井戸水と上水道の併用の有収水量に関して、井戸水は人数での認定ですが、上水道と半分利用していただいたと考え、例えば井戸水が8トンでの認定ならば、4トン分計上させていただきます。ただし、上水道の利用があまりにも少ない場合、井戸水を通常での認定量、先ほどの例で8トンを計上させていただきます。

会長:あまりにも少ない場合とは、どのようなケースですか。

事務局: 3~4人家族で、上水道の使用料がないケースです。

委 員: 今の世帯には、飲み水を買われる世帯があるが、有収水量に影響があるのではないしょうか。

事務局: 井戸水の認定など、飲み水を買われている場合、実際の使用料より低い場合もあると考えられますが、飲み水程度ではあまり影響はないと思います。

委 員:今の処理区で、下水道の工事費等を負担していくならば、世帯数が減少してくるので、処理区域を広げないと、ますます下水道料金の負担率があがるのではないでしょうか。

事務局:人口減少はしておりますので、処理区域を広げれば処理人口は増えます。しかし、事業費もその分増加しますので、費用を回収できる使用料を比較検討する必要があります。その点を考慮し、平成26年度の審議会の際に、処理区域を縮小する提言がなされています。また、高田・日奈久が下水道処理区域に整備する予定でしたが、川をまたぐ等で事業費が増加し、下水道料金を5~6倍に値上げしないと費用を回収できないと判明し、汚水適正処理構想において、処理区域から外した経緯があります。現状で、今の処理区域を広げるのは、考えておりません。

副会長: 今のお話について、現在の処理区域で下水道を多く利用すれば、採算は良いと

思いますが、SDGsで節水を意識すると、使用料はますます減少してくると思います。

会 長:前回の資料2の3ページにもありますが、一人あたりの使用水量は、節水型トイレ 等で減ってきていますね。

副会長:節水すればするほど、使用料は減少してくるということですね。前回の経費回収見 込み100%が令和7年度の予定でしたが、今回の改定では、令和15年度になっていま す。この予定には、節水の影響等は、見込まれているのでしょうか。

事務局:現状で見込める経費は反映させていただいておりますが、最近の電気料金の上昇等の不確定の要因は、反映させていません。今後、経費等が大きく変動すれば、今回の令和15年度の経費回収率100%の見込みは、変わってきます。

委 員: 鏡の場合は、北部流域がありますが、今回の使用料改定の対象に氷川町とかは含まれていますか。

事務局:他自治体ですので、含まれていません。

会 長:接続工事は、公道の部分は市が負担して、私有地は個人負担なので、まとめて行えば、負担は下りませんか。

事務局:個別の場合は、助成金がありますが、市内の指定業者 200 社の中から、個人毎に指定したい業者がありますので、難しいと思います。

委 員:桝設置について、道路上での設置になっていますか。

事務局:以前はそうでしたが、今は、宅地内になっています。

委 員:宅地内になったので、その分、経費は安くなっていますね。

事務局:はい。

副会長: 先ほどの意見の下水道区域を広げることで、処理区域内人口を増やし、収入を増やすということですよね。その分建設費もかかりますが、広げた地域の住人が高齢だと経費回収が難しいと思います。むやみに下水道区域を広げても採算がとれないと思います。

委 員:下水道区域を広げると高額な受益者負担がありますよね。この受益者負担が下水道への接続を妨げていると思います。

事務所: 受益者負担金の制度について、ご説明いたします。下水道に接続できるようになった区域は、利便性が向上し、インフラ整備による地価の上昇が見込まれる。また、浄化槽が壊れた際に、下水道に接続ができることで、交換より経費が安くなる可能性がある。さらに、下水道区域にするために工事費も億単位でかかっています。処理区域だけ、多額の経費を支出し、利便性を高めているので、処理区域外と比べ、負担の公平性を図るのが、受益者負担金制度です。金額に関しましては、下水道計画区域で、当時の建設費見込を按分し算出しております。八代処理区は、1㎡あたり245円、千丁・鏡処理区は、北部流域で建設をしており、住宅の場合は18万円となっております。また、受益者負担金は、土地や家をお持ちの方に等しく一度かかります。この受益者負担金が、下水道接続を妨げている可能性があるのではないかについては、因果関係を説明するのは難しいと思います。

会 長: 今の説明について、下水道は建設費がかかるので、浄化槽でいいのではないかと思います。 壊れた後に下水道に接続すればいいのでないかと思います。

委 員: 受益者負担金まで払って、下水道に接続したくないという地域の意見もあります。

委 員: 今の意見とは、逆の意見になりますが、下水道に接続したいという方についてです。接続しようとしたら、国や県の敷地があることや、現場が狭いことで建設車両が入れないなどで、桝が埋められず、浄化槽にしたところもあります。そこで疑問に思うのですが、宮地区域について、何%の世帯が接続しているか調べてもらうことはできますか。

会 長:校区ごとに水洗化率を出していただくことは可能ですか。

事務局:はい。

委 員:資料3の2ページの水洗率についてですが、目標は100%を目指しているのが、 90%台を目指しているのか、教えてください。

事務局:目標としては、本来100%を目指しています。しかし、先ほどから意見としてありますように、接続が難しい世帯を差し引いた水洗化率は、資料に掲載しておりません。あくまで目標値にはなりますが、八代市第二次総合計画の中で、令和7年度の目標値は、90.7%を目標値に定めております。

委員:4年間で、水洗化率を3%上げるということですね。なかなか高い目標だと思います。 また、高齢世帯に接続をお願いに行っているみたいですが、接続は難しいのが実情です。

会 長:熊本市などの都市部では、マンション等で同時接続することで接続率は高くなりますよね。逆に接続率が低い市町村は、山鹿市や阿蘇市がありますが、土地が広いですよね。 八代市は、宇土市等の他市町村のように接続率を90%超えるように目指して欲しいと思います。

会長:加えて質問ですが、家を建て替えた際は、再度浄化槽を設置してもいいのですか。

事務局:基本的に、建て替えた際は、下水道に接続しないと許可はでません。

委員:議会だよりを見たのですが、人口が数年で1万2・3千人減少していることに加え、 高齢化も進んでいますよね。ますます下水道負担が厳しくなってくると思います。

会 長:今の意見に加えて、人口減少は料金改定に加味されていますか。

事務局: 今回の料金改定の人口には、国立社会保障・人口問題研究所が出している各市町村の推移データを用いており、人口は減少していきます。しかし、資料の下水道使用料収入が横ばいで推移していますのは、未整備区域の整備が完了し、接続人口が増加するからです。ただ、整備完了した令和15年度以降は、人口減少の影響を受け、使用料収入は減少していきます。

会 長:要望として、校区ごとに水洗化率を出していただきたいとありました。これは、個別訪問にも限界があると思いますので、校区ごとに説明会を行ってほしいと考えているからです。公民館に集まっていただけない問題もありますが、個別訪問を辞めて、校区ごとのデータを用いて説明会をしていただけないかという提案をしておきます。

それでは、何か質問はありませんか。

委 員:資料 2 の 4 ページの令和 3 年度見込の管渠費が増加しているのは、なぜですか。

事務局:令和2年度から3年度で増加しているのは、台帳整備等の管理運営に必要な委託料です。数値としは、令和2年が約2千2百万から、令和3年度では、約3千5百万となっております。

委員:業者への委託ですか。

事務局:はい。

会長:他に質問は、ありませんか。

(平均改定率6.32%について)

会 長: 質問、ご意見など活発な議論が出ましたが、ここで、審議会としての意見のとりまとめを行いたいと思います。今回、事務局から提案されています使用料の平均改定率6.3 2%について審議したいと思います。平均改定率6.32%についての質問、ご意見などはございますか。

委 員:今、コロナウイルス感染症や物価上昇の影響で、例えば、100円のカップラーメンが105円になっただけで、売上が半分になっています。この状況の中で、下水道料金をあげるとかなりの負担になると思います。しかし、下水道も料金を上げないといけないのは、理解できます。なので、令和5年度に平均改定率を6.32%にするのではなく、令和5年度は3%の改定率にし、次の年度で改定率を調整することは可能ですか。加えて、広島県廿日市では、下水道料金が7%上がりますが、処理場に太陽光パネルの設置し、光熱水費を下げることで、負担を下げる取組みをされています。八代市でも、何か取組みをされていますか。

事務局:1点目、改定率の変更についてですが、毎年下水道利用者に料金の変更を周知しなければならず、わかりにくい改定になってしまいます。また、短期では改定率の変更で、状況に応じ対応していけますが、長期では細かい変動への対応ができません。メリットとデメリットを比較し、今回の平均改定率 6.32%を提案させていただいております。2点目、他市で、施設を有効利用し、経費の削減につなげていることに対し、本市も取り組んでいかなければならないと思います。ただ、本市も水処理センター施設の余力がある部分がありますが、一般会計の汲み取りのし尿処理を受け入れることで、使用料収入につなげる検討をしています。

会 長:資料に2点目の検討事項は、記載されていますか。

事務局:資料3の4ページの今後の取り組みに掲載しています。

会 長: 先ほどの1点目に関しても、資料2の11ページに長期と短期のメリット・デメリットについて掲載されています。この中で、4年間の算定期間が妥当とありますが、いつから決まったのですか。

委 員: 今回の改定で、9回目になりますが、直近ですと平成23年の改定があります。3年間は、平成15年と平成19年になります。4年間は、他に平成11年もあります。5年間は、平成4とその次の改定が該当します。料金改定は、3年から5年の間で算定してきています。

副会長:料金改定をしていかなければならないと思いますが、八代市は、他市と比べて下水 道料金が高いですよね。また。不足額は、一般会計から補填しているということですか。

事務局: そうです。受益者負担で賄うのが原則ですが、受益以外の一般会計から繰入しているのが現状です。一般会計繰入金にもルール上もらえるのは問題ないのですが、ルール外でもらっている部分をなくしていかなければなりません。

副会長:一人の利用者としての意見ですが、すごく高いと思います。

事務局: 八代市が他市と比べて高い理由を補足させていただきます。コンパクトな町であれば、同じ人口規模でも管の長さが短く済みます。本市の処理センターは、港町にありますので、街の中心地から圧送しなければなりません。この分が、他市と比較して、経費がかかっております。

会 長:自治体によって、経費が異なるということですよね。

質問、ご意見などが出ましたので、審議会としての意見のとりまとめを行いたいと思います。先ほどのご意見で、事務局案でおおむね良いとのことでしたので、審議会としては、事務局案のとおりとしてよろしいでしょうか。

それでは、審議会としては、事務局案で行きたいと思います。

(審議会からの付帯事項について)

会 長: それでは、次に、前回の審議会と同様に、今回の審議会についても、審議会からの付帯事項を出すべきかどうかについて審議したいと思いますが、いかがでしょうか。

ただいま、付帯意見を出したほうがよい、という意見がでましたので、審議会から今後の 市の公共下水道事業についての意見や提言などを取りまとめたいと思います。

これからいただきますご意見や提言は、答申書の付帯意見の参考にさせていただきます。 これまでの説明も含め、今後の市の取り組みなどについて質問、ご意見・ご提言などはございますか?

前回は、資料3の1ページの3つの事項がありました。今回についても①にありますよう

に、水洗化率の向上を上げさせていただきたいと思います。また、収納率についてですが、 収納率が 98%ですが、残りの 2 %は滞納しているということですか。

事務局:下水道使用料につきましては、税金と同じ性質でして、差し押さえすることができます。滞納対策としては、納期限までに収まらない場合は、納期限の20日後に督促状をお送りします。加えて、電話や文書での催告、訪問徴収員の直接納付のお願いもしております。さらに、納税課と連携をとり、高額滞納や未納付の方に対し、調査と差し押さえを実施しているところです。

会長:この2%の出し方を教えてください。2%の人が未納ということですか。

事務局:下水道の3月末の決算額による出し方になります。

会 長:上水道の場合は、水を止められますよね。下水道は止められないのですか。

副会長:地下水もありますよね。

会 長:確かに電気を止めるわけにはいけないですね。日頃から滞納対策に取り組まれているということですね。②のように、収納率の向上もあげさせていただきます。

委 員: 資料3の4ページの経費削減策が4つありますが、不明水の箇所の記載が掲載されていませんので、説明をお願いします。

事務局:ここは、算出することができません。管路から漏れている部分はありますが、どれくらいあるか把握は難しいです。管更生工事はしておりますので、不明水対策の効果はあると思いますが、いくら経費が削減できたか算出することはできません。

会 長:井戸水が認定水量とかなり差があるということはないですか。

事務局:検証はしていますが、あまり差がありませんので、井戸水利用に関しての改定は、 今回は行いません。

会 長:ように検証されたのですか。

事務局: 資料2の16・17ページに井戸水世帯における認定水量、及び、使用料体系据え置きの理由を掲載しております。17ページに利用された5か年平均がありますが、一人世

帯だと9.09 ㎡で、認定水量の9. ㎡と差がありません。

会 長:井戸水の測定はできないですよね。あくまで推測ですよね。

事務局: そうです。

会 長:心理的に井戸水は、認定水量ですので、実際はかなり使うと思います。そこの差が あると考えられますが、他に算出方法がないということですね。

事務局:はい。認定水量と実際の使用量の差も一つの要因ではありますが、地下水もあげられます。理由として、7月豪雨等の極端に雨量があった年の総水量が、実績として増加しています。雨による影響がかなりあると考えられます。

会 長: それでは、いろいろな意見がありましたが、事務局と付帯意見について素案を作成させていただき、次回、委員の皆さんにご提示させていただきます。

次回の開催日程等について、事務局の方からどうぞ

事務局:次回、第3回審議会は

期日は、8月22日(月)

時間は、午後2時00分から

会場は、本日と同じく、本庁舎3階 302会議室ということでお願いしたいと思います。

会 長:だいま、事務局の方から

期日は、8月22日(月)

時間は、午後2時00分から

会場は、当会場 本庁舎3階 302会議室で、お願いしたいということでしたが、如何でしょうか。ご意見はございませんでしょうか。

会 長:それでは、提案通りの日程で第3回目の審議会を開催したいと思います。

以上を持ちまして、第2回審議会の審議を終わります。長時間にわたるご審議、お疲れ様でした。